

会員各位

株式会社シーエーエー

福祉車両の消費税に関するオークション規約の改定について

会員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、CAAでは一般社団法人日本オートオークション協議会からの通達を受け、福祉車両の消費税取り扱いについて、下記の通りオークション規約を改定いたします。

今後もより一層のサービス向上に努めて参りますので、引き続きご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

◆改定日：2025 年 4 月 1 日（適用：2025 年 4 月 1 日開催分より）

◆改定概要（改定箇所前後比較）

第 5 7 条（福祉車両の消費税）	
【改定前】	福祉車両の消費税は、中古車の売買においてその機能、装備の確認が困難であることから原則課税とします。 但し、出品店から非課税申告があった場合、または落札店からの非課税申告を出品店が承諾した場合に限り、落札店は出品店への消費税相当額の支払いを免除されるものとします。 （落札店からの申告期限は書類到着日を含む 7 日とする）
	
第 5 7 条（福祉車両の消費税）	
【改定後】	福祉車両を中古車として売買する際は、出品店から非課税申告がある場合を除き、対象となる構造、機能および装備の <u>確認が困難であることから消費税を計上する。ただし、落札店からの非課税申告により、CAA が福祉車両としての構造、機能および装備を確認できた場合、落札店は出品店への消費税相当額の支払いを免除されるものとする。</u> （落札店からの申告期限は書類到着日を含む 7 日とする）

（参考資料）

国税庁：タックスアンサーNo.6214 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6214.htm>

以上